

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

平成22年度分
独立行政法人統計センター

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額 (単位:円)	落札率 (%)	再就職 の役員 の数	備考
霞が関WANサービスの利用 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	(社)行政情報システム研究所 東京都千代田区日比谷公園1-3	当該サービスは、社団法人行政情報システム研究所が唯一の運用期間であり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1項の規定により随意契約とした。	-	16,720,200	-	0	
水道料 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	水道の供給等を受けるに当たり、水道の供給等を行う事業者は東京都水道局のみであり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1項の規定により随意契約とした。	-	-	-	0	単価契約
ガス料 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-20	ガスの供給等を受けるに当たり、ガスの供給等を行う事業者は東京ガス(株)のみであり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1項の規定により随意契約とした。	-	-	-	0	単価契約
一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務(四社) 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-11	道路運送法第9条による認可料金が同一であり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1号の規定により随意契約とした。	認可料金	認可料金	-	0	単価契約
一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務(個人) 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町5-6-6	道路運送法第9条による認可料金が同一であり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1号の規定により随意契約とした。	認可料金	認可料金	-	0	単価契約
一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務(共同) 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	共同無線タクシー協同組合 東京都豊島区上池袋1-38-5	道路運送法第9条による認可料金が同一であり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第2号の規定により随意契約とした。	認可料金	認可料金	-	0	単価契約
一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務(東都) 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13	道路運送法第9条による認可料金が同一であり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1号の規定により随意契約とした。	認可料金	認可料金	-	0	単価契約
一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務(東京) 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	東京無線協同組合 東京都新宿区百人町2-18-12	道路運送法第9条による認可料金が同一であり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1号の規定により随意契約とした。	認可料金	認可料金	-	0	単価契約
一般乗用旅客自動車(タクシー)による輸送業務(フィッカー) 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 04. 01	チェッカーキャブ無線協同組合 東京都中央区銀座8-11-1	道路運送法第9条による認可料金が同一であり、競争を許さないため、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1号の規定により随意契約とした。	認可料金	認可料金	-	0	単価契約
平成21年度財務諸表等の官報掲載 一式	独立行政法人統計センター 理事長 戸谷好秀 新宿区若松町19-1	H22. 08. 09	東京官書普及(株) 東京都千代田区神田錦町1-2	官報公告等の掲載を行おうとする場合は、国立印刷局と「官報販売所契約」又は「官報公告等取次店契約」を締結している法人に対して掲載の依頼をするものであり、官報公告等掲載料金は、国立印刷局の定めにより決定しており、料金の競争性がないことから、独立行政法人統計センター会計規程第37条第1項により随意契約することとした。	1,029,078	1,029,078	100.0	0	